

法務局職員による説明会・司法書士による相談会

自筆証書遺言書保管制度 相続登記の申請義務化 に関する説明会

あなたの遺言書
お預かりします

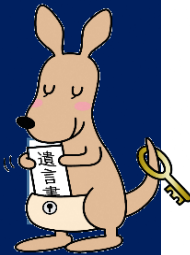
R6.4.1～
始まります

～円滑な相続のために～

【県民カレッジ講座】

●自筆証書遺言書の保管について

- ・大切な人に財産を残したい
- ・相続でトラブルが起きないようにしたい
- ・制度の内容と、その利用方法は？



遺言書ほかんガルー

●相続登記の申請義務化について

- ・いつから義務化になるの？
- ・いつまで登記すればいいの？
- ・登記をしないと、どうなるの？



イメージキャラクター トウキツネ

参加無料
・
事前予約

日程

令和5年11月13日(月) 12月12日(火)
令和6年 1月10日(水) 2月 6日(火)

時間

10:00～11:00 (各日1回で終了)

会場

福島地方法務局・相馬支局・郡山支局・白河支局・若松支局・いわき支局の各会議室
(ウェブ会議システムで中継します。)

司法書士による
相続登記無料相談

説明会終了後に個別相談会を開催します。
*説明会予約時に先着順にて申込みを承ります。

参加申込みは、お電話にて承ります。 福島地方法務局 供託課

TEL 024-534-1971

あなたと家族をつなぐ相続登記

検索

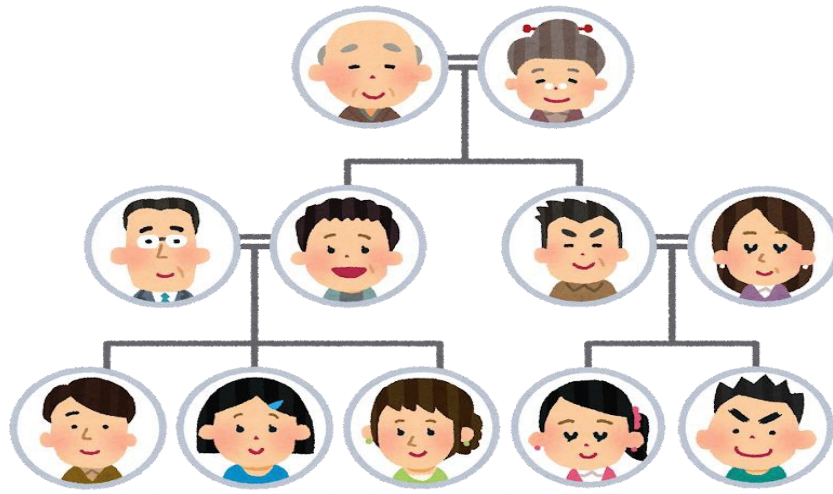


住所 〒960-8021 福島市霞町1-46 (福島合同庁舎)

遺言書保管制度

検索





1. 説明会の流れについて

福島地方法務局の本局と、相馬・郡山・白河・会津若松・いわきにある支局を会場として、ウェブ会議システムで中継し、職員が説明している様子を各会場に設置した画面で御覧いただけます。

その後、説明内容について質問等があれば各会場の職員が回答いたします。

2. 申込み方法

参加は無料ですが、事前に予約が必要です。参加希望の方は以下の問合せ先まで電話で申込み下さい。

問合せ先 福島地方法務局供託課
電話024(534)1971

